

令和5年度 鳥取県文化芸術活動支援補助金 募集要項

1 趣 旨

県内に活動の本拠を置く芸術家及び文化芸術団体等(以下「芸術家等」という。)が自ら行う創造的な作品展示、舞台公演及び顕彰活動を支援し、高いレベルの鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、本県の文化芸術の創造及び継承並びに文化芸術活動を通じた情報発信につなげることを目的に、鳥取県文化芸術活動支援補助金の交付を希望する団体等を募集します。

2 募集する取組

事業区分	補助率及び上限額	補助対象となる取組の内容
①優れた文化芸術活動支援事業 【審査会有】	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:30万円(本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内に活動の本拠を置く芸術家等が県内外(国内に限る)で自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演等及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外) (令和3、4年度に本事業の交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は対象外)
②文化芸術活動ステップアップ支援事業 【審査会有】	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:10万円	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (ステップアップのため新たな取組を開始してから通算5回目までの活動が対象)
③とっとり文化の先人顕彰事業 【審査会有】	[顕彰事業立ち上げ支援事業] 補助率:1/2 上限額:30万円 (複数人の顕彰を行う場合:50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰が行われるべき者でありながら地元ではあまり知られていない本県にゆかりのある文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウムや展示会等の開催、発行物等の作成、資料整理等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	[全国発信事業] 補助率:1/2 上限額:50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウムや展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
④次世代活動者育成支援事業	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:15万円(一定規模以上の事業・県外で本県の魅力を全国発信できる事業は30万円)	文化芸術活動を行う青少年の育成を図るために、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施し、出品者・出演者が18歳以下の青少年である作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (一定規模とは、会場の収容人数が1,000人以上かつ出演者中、青少年が30人以上)
⑤周年支援事業	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等に係る周年事業 (周年事業とは、第5回又は第10回といった節目の年に行われる比較的規模の大きな事業)
⑥映像作品活用支援事業	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品(県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたもの、又は県内出身者が制作に関わった作品等、本県にゆかりのある映像作品)を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。詳細は、文化政策課ホームページにて、鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱をご確認ください。

※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。

3 募集期間及び補助対象期間

下表のとおり1～2次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施(完了)した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和5年 3月3日(金)から 【審査会対象事業(注)】 4月4日(火)まで 【その他の事業】 4月11日(火)まで	令和5年 4月21日(金)から 令和6年 3月31日(日)まで
2次募集 (※募集しない 場合があります)	令和5年 8月 1日(火)から 8月31日(木)まで	令和5年10月 1日(日)から 令和6年 3月31日(日)まで

(注) 審査会対象事業は、「優れた文化芸術活動支援事業」、「文化芸術活動ステップアップ支援事業」、「とっとり文化の先人顕彰事業」です。

※ 事業の実施は、令和5年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

※ 2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、7月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)にてお知らせします。

4 補助金の対象経費

(1) 補助金の対象経費

事業区分	内容
① 優れた文化芸術活動支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料(会場が県外の場合に限り、交通費、宿泊費及びPCR検査等新型コロナウイルス感染症関係検査費用を対象とする。)
② 文化芸術活動ステップアップ支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料
③ とっとり文化の先人顕彰事業	会場使用料、講師等謝金、旅費、印刷費、消耗品費、役務費及び通信運搬費等
④ 次世代活動者育成支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料(会場が県外の場合に限り、交通費、宿泊費及びPCR検査等新型コロナウイルス感染症関係検査費用を対象とする。)
⑤ 周年支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料
⑥ 映像作品活用支援事業	映画のリース料、会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料

※ 実施団体又は共催団体の構成員以外への支出と認められる経費に限ります。

※ 交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるもの(広報用チラシなど)については、補助対象経費として認めるものとします。また、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行いません(「とっとり文化の先人顕彰事業」を除く)。

※ 交付決定後、新型コロナウイルス感染症の影響により、補助対象の公演等を中止・延期することとなった場合、ポスターやチラシ作成など既に着手している補助対象経費については、交付決定額を上限として対象とします。

(2) その他留意事項

- ・補助事業で作成するチラシ等の印刷物には、「令和5年度鳥取県文化芸術活動支援補助金助成事業」と記載してください。
- ・本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、実績報告をしてください。
- ・事業の実施に当たっては、国・県が定める業種毎の新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインを確認・実践してください。

5 申請方法及び補助対象事業の決定方法

(1) 申請に必要な書類

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱に基づき、以下の書類をご提出ください。

- ア 交付申請書
- イ 実施計画書
- ウ 収支予算書
- エ 申請者活動状況調べ
- オ その他申請事業の参考となる資料

(2) 申請書類の入手方法

各様式は、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は「6 窓口・問合せ先」へご相談ください。

(3) 申請書類の提出方法

「3 募集期間及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、文化政策課まで持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。**※募集期間最終日の午後5時必着**

(4) 補助対象事業の決定方法について

「優れた文化芸術活動支援事業」「文化芸術活動ステップアップ支援事業」「とっとり文化の先人顕彰事業」については、各募集期間終了後に審査会を開催し、委員の協議により補助対象事業候補を決定します。

ア 審査会の開催時期

- (ア) 1次募集分の審査会 … 令和5年4月(予定)
- (イ) 2次募集分の審査会 … 令和5年9月(予定)

イ 実施方法

- (ア) 書類審査
- (イ) 審査基準

審査は、以下の観点で行う予定です。

事業名	審査の観点
優れた文化芸術活動支援事業	・創造性(加点項目) ・充実度(加点項目) ・発展性(加点項目) ・実現性 ・事業効果 ・貢献度
文化芸術活動ステップアップ支援事業	・向上度(加点項目) ・創造性 ・発展性 ・実現性 ・事業効果
とっとり文化の先人顕彰事業	・顕彰対象者の業績 ・事業内容 ・発信性

「優れた文化芸術活動支援事業」「文化芸術活動ステップアップ支援事業」「とっとり文化の先人顕彰事業」以外の区分については、文化政策課において審査を行い、補助対象事業を決定します。

6 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)

電話 0857-26-7133 / ファクシミリ 0857-26-8108 / 電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>



文化政策課ホームページ